世羅町感染拡大防止協力支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第９項に基づく必要な協力の要請や協力依頼（以下、要請等という。） に応じて、緊急事態措置期間（令和２年４月22日から令和２年５月６日まで。以下「措置期間」という。）に休業や食事提供施設における休業又は営業時間の短縮（以下「休業等」という。）を行った中小企業者に対し予算の範囲内において世羅町感染拡大防止協力支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関して、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第２条第１項に規定する者をいう。

２　この要綱において「食事提供施設」とは、飲食店（居酒屋含む。）、料理店、喫茶店、和菓子及び洋菓子店等をいう。

３　この要綱において「営業時間の短縮」とは、中小企業者が夜８時以降から朝５時までの間に営業している店舗について、朝５時から夜８時までの間の営業とし、酒類の提供は夜７時までに短縮することをいう。

４　この要綱において「措置期間に準ずる期間」とは、緊急事態措置期間の３分の２以上の期間とする。

（交付の目的）

第３条　特措法に基づく休業や営業時間短縮の要請等を受けた中小企業者が措置期間に休業等を行った場合に支援金を交付する。要請等に応じた中小企業者の新型コロナウイルス感染症への対策を支援し、もって町内における感染拡大防止を図ることを目的とする。

（交付額等）

第４条　支援金の交付対象者は、要請等に応じて、要請等の対象となる施設（食事提供施設を含む。以下同じ。）について措置期間または措置期間に準ずる期間休業等を行った中小企業者とする。

２　支援金の対象者区分及び交付条件並びに交付額は、次のとおりとする。

（１）措置期間休業を行った中小企業者　１０万円

（２）措置期間に準ずる期間休業を行った中小企業者　２０万円

（交付申請）

第５条　支援金交付申請~~書~~は、次の通りとする。

（１）措置期間休業等を行った中小企業者

イ　広島県知事が発行した交付決定通知書の写

ロ　中小企業者名義の振込先口座に関する情報

（２）措置期間に準ずる期間休業等を行った中小企業者

イ　別記様式第１号に定める交付申請書

ロ　緊急事態措置以前から営業活動を行っている書類

ハ　休業等の状況がわかる書類

ニ　申請者名義の振込先口座に関する情報

ホ　その他必要と認める書類

２ 次の各号のいずれかに該当する中小企業者は、交付申請をすることができない。

（１）広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（２）役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

３　前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察機関に照会することができる。

４　交付申請は１事業者１度限りとする。

５　交付申請の期限は、令和2年7月31日とする。

（交付の決定）

第６条 第５条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の交付又は不交付の決定を行う。

２　前項の決定において、支援金を交付する場合にあっては、別記様式第２号の１により、 支援金を不交付とする場合にあっては、別記様式第２号の２により、第５条の交付申請をした事業者（以下「申請者」という。）に対し通知する。

 （交付決定の取消し等）

第７条　次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（１）申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合

（２）申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他不適当と認める行為により支援金を受領したことが判明した場合

（３）申請者が、支援金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合

（４）申請者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２　前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　前項の返還を命ずる場合であって、悪質と認めるときは返還の対象となる支援金と同額の違約金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の支援金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するもの とする。

５　前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申請により、違約金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（立入検査等）

第８条　支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、 申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる。

２　申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

（その他必要な事項）

第９条　支援金の交付に関するその他の必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年5月13日から実施する。

別記様式第１号

令和２年　　月　　日

　世羅町商工会　様

所在地

名　　　称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

世羅町感染拡大防止協力支援金交付申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者情報 | 生年月日 | 年　　　月　　　日（法人の場合は設立年月日） |
| 業　　種 |  | 資本金 |  | 従業員数 |  |
| 施設名 |  | 所在地 |  | 電話番号 |  |
| 種類の区分 |  | 施設の区分 |  |

　※種類の区分及び施設の区分は広島県が作成している「使用制限対象施設リスト」とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組内容 |  | 休業した日に☑ |
|  | 19時以降に酒類の提供していない日に☑ |
|  | 営業時間を短縮した日に☑（時間の記載が必要） |
| 日付 |  | 【従来の営業時間】 |  | 【実際の営業時間】 | 備　　考 |
| 4/22 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/23 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/24 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/25 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/26 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/27 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/28 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/29 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 4/30 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/1 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/2 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/3 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/4 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/5 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |
| 5/6 | □ | □ | □ | ～ | ⇒ | ～ |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先口座 | 金融機関 | 広島銀行・もみじ銀行両備信用組合・尾道市農協 | 支店・支所 |  |
| 預金種類 | 普通・当座・（　　　 ） | 口座番号 |  |
| フリガナ口座名義 |  |
|  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 連絡先 | 担当者氏名 |  | 電話番号 |  |

※別紙に定める暴力団排除に関する制約事項を遵守します。

別記様式第２号の１

第 号

令和２年 月 日

 （申請者の氏名又は名称） 様

世羅町商工会

会長　玉　浦　洋　明

交付決定通知書

 令和２年 月 日付けで申請のありました世羅町感染拡大防止協力支援金については、世羅町感染拡大防止協力支援金交付要綱第７条の規定により、下記の金額を交付することに決定しましたので、通知します。

金　　　　　　円

別記様式第２号の２

第 号

令和２年 月 日

 （申請者の氏名又は名称） 様

世羅町商工会

会長　玉　浦　洋　明

不交付決定通知書

 令和２年 月 日付けで申請のありました世羅町感染拡大防止協力支援金については、世羅町感染拡大防止協力支援金交付要綱第７条の規定により、交付しないことに決定しましたので、通知します。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の給付の申請から、給付金の受給後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上